

全国瞬時警報システム（Ｊアラート） 自動起動装置についてお知らせします

■■■緊急情報を自動的に防災行政無線と防災無線 ラジオで伝えるシステムが運用開始

町では、国（消防庁、気象庁等）が発した緊急地震速報、津波警報などの気象情報、弾道ミサイル発射等に関する国民保護情報など、身の安全を守るために重要な緊急情報を瞬時に皆さまへ伝える全国瞬時警報システム（Ｊアラート）の自動起動装置を 10 月に導入しました。

緊急情報は 24 時間防災行政無線と防災無線ラジオからその都度自動放送されます。



【放送される地域】

◎防災行政無線設置地域

- ・茂岩市街
- ・中央区
- ・豊頃市街
- ・十弗市街
- ・大津市街
- ・大津漁港周辺
- ・長節湖周辺
- ・湧洞沼周辺

※その他に防災無線ラジオからも放送されます。

■■■ご理解をお願いします～真夜中の情報伝達

町がＪアラートにより受信した情報は、装置を介して自動的に伝達されるため、真夜中に放送されることもあり、気分を害する人がいるかもしれません。しかし、重大な災害の発生時には「自分の身を守る」初動がとても大切です。その初動のため、一刻も早く皆さんに情報を伝えることを目的に設置したものです。

町民の皆さまのご理解をお願いします。

■■■放送内容

Ｊアラートの緊急情報は、瞬時に行う必要があり、あらかじめ録音された内容で放送されるため、下記に掲載したとおり限定的な内容となります。

【伝達される情報および放送内容】

区 分	伝達情報	放送内容（すべて 3 回繰り返します）
国 民 保 護 関 係 情 報	ゲリラ攻撃情報	サイレンが鳴った後→「ゲリラ攻撃情報。当地域にゲリラ攻撃の可能性があります。屋内に避難し、テレビ・ラジオをつけてください。」
	航空攻撃情報	サイレンが鳴った後→「航空攻撃情報。当地域に航空攻撃の可能性があります。屋内に避難し、テレビ・ラジオをつけてください。」
	ミサイル発射情報	サイレンが鳴った後→「ミサイル発射情報。当地域に着弾する可能性があります。屋内に避難し、テレビ・ラジオをつけてください。」
	大規模テロ情報	サイレンが鳴った後→「大規模テロ情報。当地域にテロの危険が及ぶ可能性があります。屋内に避難し、テレビ・ラジオをつけてください。」
緊急地震速報	震度 4 ～震度 7	専用チャイムが鳴った後→「緊急地震速報。大地震です。大地震です。」
震 度 速 報	震度 4 ～震度 7	チャイムが鳴った後→「震度○の地震が発生しました。火の始末をしてください。テレビ・ラジオをつけ落ち着いて行動してください。」
津 波 情 報	津波注意報	チャイムが鳴った後→「津波注意報が発表されました。海岸付近の方は注意してください。」
	津波警報	サイレンが鳴った後→「津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難してください。」
	大津波警報 （東日本大震災クラス以外）	サイレンが鳴った後→「大津波警報。大津波警報。ただちに高台に避難してください。」
	大津波警報 （東日本大震災クラス）	サイレンが鳴った後→「大津波警報。大津波警報。東日本大震災クラスの津波がきます。ただちに高台に避難してください。」
気象特別警報	大雨、暴風、暴風雪、大雪	チャイムが鳴った後→「当地域に○○特別警報が発表されました。周囲の状況をみて、避難行動をとってください。」

問合せ先

役場総務課総務係

☎ (574) 2211

国民年金がらのお知らせ

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書が送付されます。

～年末調整・確定申告まで大切に保管を！～

国民年金保険料は所得税および住民税等の申告において全額が社会保険料控除の対象になります。

その年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成 26 年 1 月 1 日から 9 月 30 日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が本年 11 月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（または領収書）を添付してください。

また、10 月 1 日から 12 月 31 日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付された方については、翌年の 2 月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家庭あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のはがきに表示されている番号にお問合わせください。

控除証明書専用ダイヤル（ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル）

<専用ダイヤル電話番号>

☎ 0570（058）555（ナビダイヤル）

※自動音声でご案内します。自動音声に従って「3」を押してください。

※通話料金は一般の固定電話の場合、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、携帯電話等の場合は通常の通話料金がかかります。

※ 050 で始まる電話でおかけの場合は、「03（6700）1144」へお電話ください。こちらの番号からおかけになる場合は通常の通話料金がかかります。

<受付期間>

平成 26 年 11 月 4 日（火）～平成 27 年 3 月 16 日（月）

<受付時間>

○月曜日～金曜日 9：00 ～ 19：00

※祝日、12 月 29 日～1 月 3 日は、ご利用いただけません。

○第 2 土曜日 9：00 ～ 17：00

老後に備えて、少しでも多くの年金を！

国民年金制度は、原則として 20 歳から 60 歳までの 40 年間の加入・納付状況によって、年金額が決定されます。

保険料免除期間がある場合や、国民年金に加入していない期間があるなど、満額の年金を受け取ることができない方がご本人の申出により、任意で国民年金に加入し、年金額を増額することができます。

加入できるのは、次のすべての条件を満たす方です。

- ① 日本国内に居住する 60 歳以上 65 歳未満の方
- ② 老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けていない方
- ③ 20 歳から 60 歳までの年金保険料の納付月数が 480 か月未満の方

昭和 40 年 4 月 1 日以前に生まれた方で、65 歳まで加入しても年金を受け取る権利がない方は 70 歳まで加入できる「特例任意加入制度」もあります。

※納付できる月数は最大で 60 か月（5 年間）です。60 か月納付した場合、年額で約 96,600 円増額します。（年金増加額は平成 26 年度の老齢基礎年金で算出）

※保険料の月額額は、15,250 円（平成 26 年度額）で、納付については原則口座振替によることになっています。

その他に、年金額を増額する方法としては、申出により国民年金保険料に付加保険料（400 円）を上乗せ納付することができます。

付加保険料を納付した場合、老齢基礎年金額に付加年金分（納付月数×200 円）が上乗せされます。

2 年以上受給した場合、支払った付加保険料以上の付加年金を受け取れるとてもオトクな制度になっています。

<11（いい）月 30（みらい）日は「年金の日」です！！>

年金記録や将来の年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」をご利用いただくと、いつでもご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、ご自身の年金記録を基に様々なパターンの試算をすることもできます。

「ねんきんネット」については、日本年金機構のホームページでご確認いただくか、帯広年金事務所にお問い合わせください。

問合せ先

帯広年金事務所（帯広市西 1 条南 1 丁目）☎ 0155（65）5002

役場住民課戸籍年金係 ☎（574）2213